

# 令和5年度「新分野進出及び新技術開発等事業」の 2次募集（期間延長）を行います！！

～建設企業等の新分野進出、新技術開発、新市場開拓に補助します～

岩手県では、新たな事業分野へ進出するなど、経営基盤強化を図ろうとする建設業者の方々に対し、必要な経費の一部を補助します。皆様からの申請をお待ちしています。

## 1 事業目的

岩手県では、県内の建設業を営む企業の経営革新を促進し、県内地域経済の振興と雇用の安定を確保するため、建設業者等が新分野進出・新技術開発・新市場開拓（「新分野進出及び新技術開発等事業」）を行う場合に要する経費の一部を補助します。

## 2 補助対象者等

### (1) 対象者

- ア 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項による岩手県知事又は国土交通大臣の許可を受けた岩手県内に主たる営業所を有する建設業者
- イ 新分野進出等事業に関し協定を締結している2以上の建設業者で構成するグループ
- ウ 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条に定める中小企業等協同組合であって、建設業者を主たる構成員とし、岩手県内に主たる営業所を有する者
- エ 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条に定める協業組合であって、岩手県内に主たる営業所を有し、かつ、建設業許可を有する者

### (2) 対象事業

建設業者等が次のいずれか（「新分野進出及び新技術開発等事業」）のために、これから実施する下記の表内の事業

#### ア 建設業以外の事業への進出や業種転換

##### ※ 建設業以外の事業

標準産業分類において建設業以外の大分類の業種区分の事業（ただし、土木建築サービス業に属する事業及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定に基づく規制の対象とされる事業を除く。）

#### イ 建設業の事業における新技術・新工法の開発又は導入、新製品の開発及び新たな市場の開拓

事業名	事業内容
新分野進出事業等に必要 な製品・技術・サービス の研究開発事業	新分野進出事業等に必要 な製品・技術・サービスの 試作・改良等、 研究開発に関する事業
新分野進出事業等に必要 な製品・技術・サービス の販路開拓事業	(1) 展示会の開催又は見本市への参加 (2) 販路開拓調査等 ア 専門コンサルタントの委嘱等により行う販路開拓に関する調査 イ 新製品等の販路開拓のための広報事業 ウ 品質表示事業（品質保証表示等を行う事業を含む。）
新分野進出等に必要 な人材養成事業	新分野進出等に必要 な経営又は技術に関する 研修等であって経 営者及びその後継者、 従業員等を対象とするもの

### (3) 補助金交付の対象期間等

補助金交付の対象期間は、補助事業者が行う新分野進出及び新技術開発等事業の着手年度から連続する3年以内とし、対象期間において、各年度に1回限り補助金交付申請を行うことができることとする。

なお、補助事業者が複数の新分野進出及び新技術開発等事業を行う場合（日本標準産業分類における細分類区分の異なる新分野進出等事業に限る。）も同様とする。

※ 令和6年度以降の補助金交付については、予算が成立された場合に限る。

### (4) 補助金交付回数の上限

同一の補助事業者への補助金交付は3回までとする。

なお、補助事業者が建設業者グループの場合、補助金を3回交付されている者が含まれている際には、補助対象としない。

## 3 補助金の額

100万円を上限額とします。（当該経費の2分の1以内の額）

※ 補助金（枠）は、県内で2件程度を予定

## 4 補助対象となる経費

事業の内容	経費区分	経費区分の明細
製品・技術・サービス研究開発	謝金	委員謝金、専門家謝金
	旅費	委員旅費、専門家旅費、社員旅費
	開発事業費	原材料費、機械装置又は工具器具の購入、製造、改良、据付、借用、保守又は修繕に要する経費、外注加工費、検査分析費、技術開発コンサル料、構築物の建造、改良、据付、借用、保守又は修繕に要する経費
	会議費	会議費、会場借上料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、調査研究費、雑役務費、消耗品費、研修受講料
	委託費	研究開発事業の一部を委託する経費
販路開拓	謝金	販路開拓に伴う専門家謝金
	旅費	専門家旅費又は社員旅費
	販路開拓費	展示会・見本市等出展料、会場使用料、出展経費、製品等の作成に要する材料費、機械の賃借料、広告宣伝費
	会議費	会議費、会場借上料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、調査研究費、雑役務費、消耗品費、研修受講料
	委託費	販路開拓事業の一部を委託する経費
人材養成	謝金	専門家謝金、実習企業等謝金
	旅費	専門家旅費、社員旅費
	会議費	会議費、会場借上料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、調査研究費、雑役務費、消耗品費、研修受講料
	委託費	人材養成事業の一部を委託する経費

※ 補助対象経費は、今年度中に支出（支払が現実に行われるもの）をする費用に限られます。

※ 消費税及び振込手数料は補助対象外です。

※ フランチャイズ契約、代理店契約等の保証金、加盟金、契約金等は補助対象外です。

## 5 申請方法等

### (1) 申請方法

申請者からの応募とします。

(2) 申請期間

令和5年9月12日(火)～10月20日(金)

(3) 申請書類

■申請様式

- ・建設業経営力強化支援事業費補助金応募申請書(様式第1号)
- ・申請者概要書(別紙1)
- ・建設業経営力強化支援事業計画書(新分野進出及び新技術開発等事業部門)(別紙2)

■補足資料

- ・調査票

(4) 提出先

岩手県県土整備部 建設技術振興課 建設業振興担当

6 審査方法及び審査項目

(1) 審査方法

建設技術振興課において審査会等により審査し、概ね2社程度を選定します。

(2) 審査の視点

審査の主な視点としては、以下のとおりです。

- ア 事業の将来性(将来的な事業の発展可能性)
- イ 雇用効果(雇用の維持、増加等の期待可能性)
- ウ 新規性・独創性(技術、商品、事業スキーム等の新規性・独創性)
- エ 社会貢献性(地域経済への貢献度、産地形成等)

7 補助事業予定者の決定

令和5年11月上旬を目途に、申請者の中から補助事業予定者を決定し、建設業経営力支援事業採択(不採択)通知書により、申請者に通知します。

8 補助事業スケジュール

時期	内容
9月12日(火)～10月20日(金)	応募申請書受付期間
11月上旬	審査(ヒアリング等)、補助事業予定者の決定
11月中旬～下旬	補助金交付申請書提出、補助金交付決定
12月上旬	事業着手(交付決定後)
事業完了時(令和6年3月末まで)	実績報告、完了検査、補助金支払

注:上記スケジュールは、目安であり、変更となることがあります。

9 補助金を受けるに当たって

補助事業遂行時には、次の事項に注意してください。

- (1) 補助対象事業の着手は、補助金の交付決定通知後になります。
- (2) 補助金が実際に支出されるのは、原則、事業完了後の実績報告書提出以降になります。その間、補助対象経費であっても支払が先行することになりますので、資金確保が必要になります(自己資金、つなぎ短期資金等)。
- (3) 補助事業者は、補助事業に係る経費について、その収支の事実を明確にした書類を整備し、その書類を補助事業の終了した日の属する会計年度終了後5年間保管してください。
- (4) 補助事業に関して提出いただいた事業計画書類等は、情報公開条例の開示請求の対象

となります。

**10 問合せ先**

岩手県 県土整備部 建設業総合支援本部（建設技術振興課内） 担当：栃丸

TEL 019-629-5954 FAX 019-629-2052